

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
の翌日は、
その翌日)

目 次

◇公安告示 自転車を利用する者が防犯登録を受けなければならない区域の指定

(防犯少年課)

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律による登録業務を行う者の指定 ()

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十六号

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成五年法律第九十七号) 附則第三項の規定に基づき、自転車を利用する者が防犯登録を受けなければならない区域として県内全市町村を指定する。

平成六年六月二十日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

鳥取県公安委員会告示第四十七号

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和五十五年法律第八十七号) 第十二条第三項の規定に基づき、次のとおり登録業務を行う者を指定したので、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第十二号) 第十一条第一項の規定により告示する。

平成六年六月二十日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

名 称	住 所
社団法人鳥取県防犯連合会	鳥取市東町二丁目二〇
鳥取県自転車軽自動車商協同組合	鳥取市川端四丁目八五